



主要農作物種子法に代わる公共品種を守る 新しい法律をつくることを求める請願

請願書第 9 号

2018年 2月 13日

山梨県議会 議長
小竹庸介 殿

請願団体 山梨農民組合
住所 山梨市御園9-13
代表者 組合長 三浦平次
紹介議員 大西時子 (大西)



【請願趣旨】

戦後の日本の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下種子法）が、2018年3月末で廃止されることになりました。

今日までこの種子法のもと、米麦、大豆などの主要農作物の種子の維持・進展のための施策が実施され、農家には安くて優良な種子が、消費者には美味しいコメなどが安定的に供給されてきました。しかし、規制改革推進会議は、この種子法が民間企業の種子事業への投資を阻害するとして廃止を打ち出し、国会でも十分な審議がないまま2017年4月廃止が決まりました。この種子法の廃止によって、今後コメなどの種子価格の高騰、地域条件に適合した品種の維持・開発などの衰退が心配されています。また長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み替え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。それらは、日本の食の安全、食糧主権が脅かされることであり、消費者にとっても大きな問題であります。

私達は米麦・大豆の種子という大事な公共財産を失うことを懸念し、公共品種を守るための法律の存在が必要であると考え、新しい法律の制定を求めます。

以上の趣旨から、下記事項の意見書を政府関係機関に提出されるよう請願いたします。

【請願事項】

- 1、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る「新しい法律」をつくること